

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成） （コミュニティ復活交付金） 基幹事業

	番号	事業名		番号	事業名
生活拠点事業	国土交通省		関連基盤整備等事業	D－12	地域介護・福祉空間整備推進事業
	A－1	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）		D－13	被災者生活支援事業
				D－14	社会福祉施設等施設整備事業
	A－2	災害公営住宅家賃低廉化事業		D－15	水道施設整備事業
	A－3	東日本大震災特別家賃低減事業		農林水産省	
	A－4	公営住宅等ストック総合改善事業		E－1	「農」のある暮らしづくり事業
関連基盤整備等事業	警察庁			国土交通省	
	B－1	交通安全施設等整備事業		F－1	道路事業
	文部科学省			F－2	下水道事業
	C－1	公立学校施設整備費国庫負担事業		F－3	都市公園事業
	C－2	学校施設環境改善事業		環境省	
	C－4	埋蔵文化財発掘調査事業		G－1	廃棄物処理施設改良・改修事業
	厚生労働省			こども家庭庁	
	D－7	介護基盤復興まちづくり整備事業		H－1	保育所等の複合化・多機能化推進事業
	D－8	介護基盤の緊急整備等特別対策事業		H－2	認定こども園整備事業
	D－9	施設開設準備経費助成特別対策事業		H－3	保育所緊急整備事業
	D－10	定期借地権利用による整備促進特別事業		H－4	放課後児童クラブ整備事業
	D－11	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業		H－5	児童福祉施設等整備事業
				H－6	子育て支援のための拠点施設整備事業

A-1. 災害公営住宅整備事業等

(災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)

事業概要

避難者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件・基本国費率

※ 別途、地方負担軽減措置を講じる。

① 災害公営住宅整備事業

- ・住宅の建設・買取費 (国:3/4、地方:1/4)
- ・住宅の借上げに係る建設・改良費 (国:3/5、地方:1/5、民間:1/5)

② 災害公営住宅用地取得造成費補助事業 (国:3/4、地方:1/4)

- ・住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等

③ 被災者向け公営住宅改修事業 (国:3/4、地方:1/4)

- ・被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費

④ 災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業

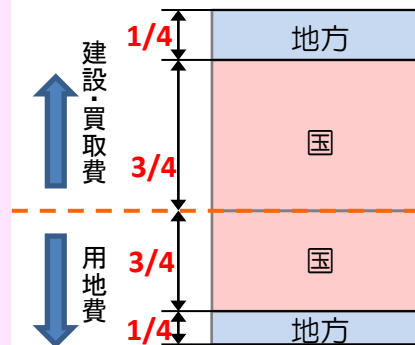
- ・住宅の建設費 (国:15/100、地方:5/100、民間:80/100)
- ・住宅の改良費 (国:3/5、地方:1/5、民間:1/5)

⑤ 高齢者生活支援施設等併設事業

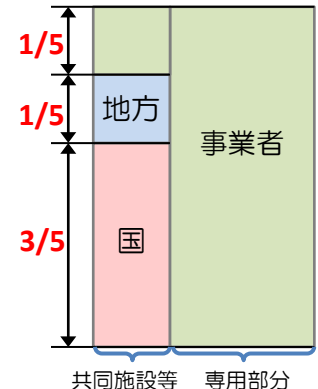
- ・公的賃貸住宅に併設する高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設の整備費用 (国:1/2、地方:1/6、民間:1/3)

イメージ

① 建設・買取りの場合



② 借上げの場合



交付団体

都道府県・市町村

事業実施団体

都道府県・市町村・民間事業者等

A-2. 災害公営住宅家賃低廉化事業

事業概要

避難者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

避難者に賃貸又は転貸する災害公営住宅に係る家賃の低廉化に要する費用

交付団体

都道府県・市町村

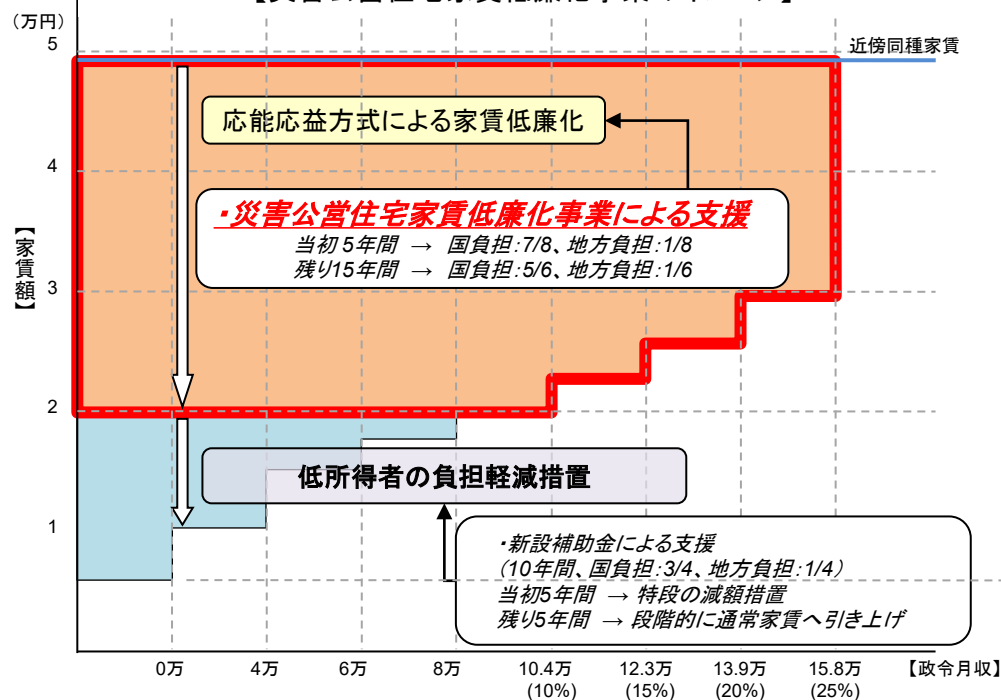
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

【災害公営住宅家賃低廉化事業のイメージ】



供給方法	補助率等	補助期間
①建設・買取り	5／6(ただし、激甚法第22条第1項に基づく災害公営住宅については当初5年間は7／8)	20年
②借上げ	5／6(ただし、激甚法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅を借り上げた公営住宅については、当初5年間は7／8)	借上期間

A-3. 東日本大震災特別家賃低減事業

事業概要

応急仮設住宅等に居住する低所得の避難者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

○ 避難者に賃貸又は転貸する災害公営住宅等に居住する入居者の家賃について、地方公共団体が、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免する場合に要する費用。

○ 家賃の減免については、以下の考え方により実施

- ・当初5年間：特段の減額措置
- ・以降5年間：段階的に通常家賃へ引き上げ

交付団体

都道府県・市町村

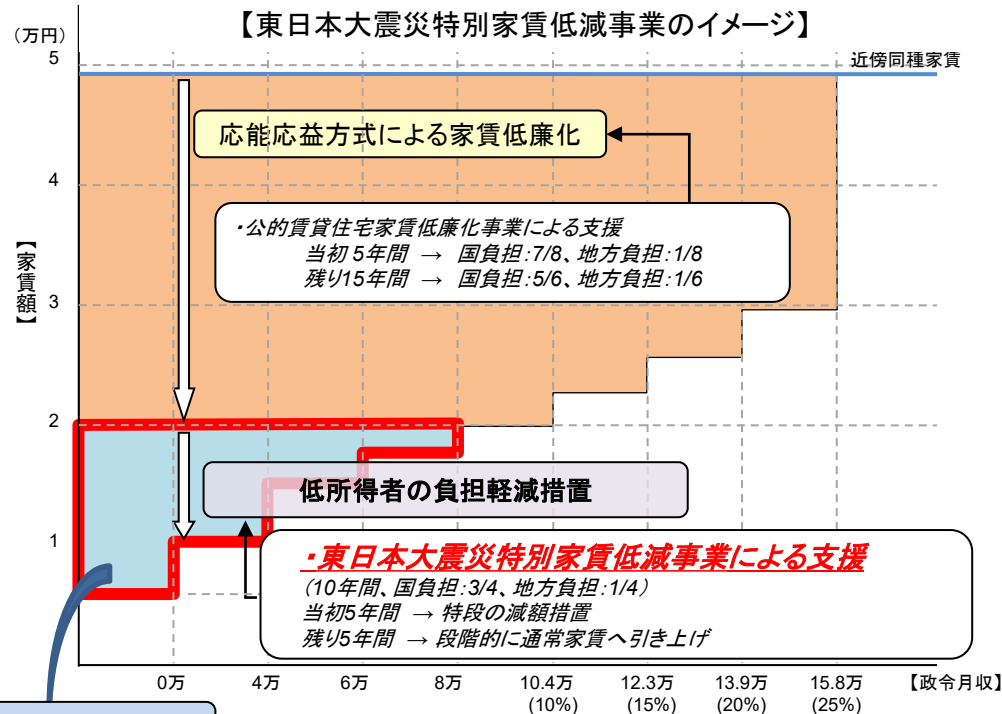
事業実施主体

都道府県・市町村

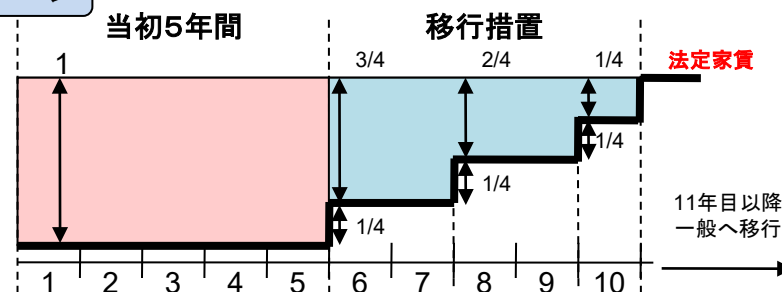
基本国費率

1/2

※別途、地方負担軽減措置を講じる。



移行措置のイメージ





A-4. 公営住宅等ストック総合改善事業 (耐震改修、エレベーター改修)

事業概要

公営住宅団地等の地域における防災拠点化を図るため、既存の公営住宅、改良住宅等を対象とした耐震改修、昇降機改修に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

【対象住宅】

- ・ 公営住宅
- ・ 特定公共賃貸住宅等
- ・ サービス付き高齢者向け住宅等
- ・ 改良住宅等

【対象とする費用】

① 耐震改修

既存公営住宅等を対象とした耐震改修工事に係る費用

② 既設昇降機の安全確保

既設公営住宅等の昇降機を対象とした、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置に係る改修工事に係る費用



外付けブレースによる耐震改修

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

国：概ね45%、地方：概ね55%（改良住宅等の場合 国：1/2、地方：1/2）

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

B-1. 交通安全施設等整備事業

事業概要

長期避難者の交通の安全と円滑を確保するため、都道府県公安委員会が実施する信号機、道路標識及び道路標示の新設、改良等に係る費用を支援する。

補助対象

信号機、道路標識及び道路標示等

具体的事業の例

補助要件

長期避難者の生活拠点の形成に対応して、交通の安全と円滑を確保するために必要となる信号機の新設等であること

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県

基本国費率

国：1/2

都道府県：1/2

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

信号機の新設



信号機改良(多現示化・LED化等)



バリアフリー対応型信号機の整備



交通情報板の新設



道路標識の新設



道路標示の新設



C-1. 公立学校施設整備費国庫負担事業 (公立小中学校等の新增築)

事業概要

避難者の増加等に対応して、受入自治体の生活基盤等を整備するために必要な、公立義務教育諸学校における新增築事業。

補助対象

○公立義務教育諸学校(*)の校舎・屋内運動場・寄宿舎の新增築

○公立小・中学校の分離新設により必要となる校舎、屋内運動場の新增築

(* 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小・中学部)

補助要件

対象施設の保有面積が、当該学校の学級数に応じて定められる必要面積(*)を下回っていること 等
(公立学校施設整備費負担金制度と同様)

* 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」において規定。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

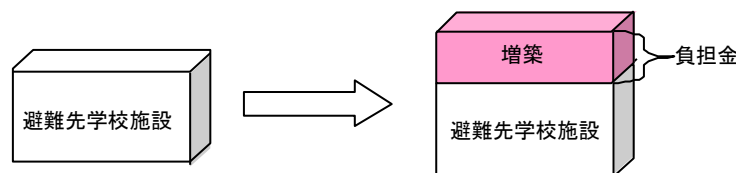
基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2、地方公共団体:1/2

<対象となる事業の具体的なイメージ>

○児童生徒が増加した学校施設において行う増築



C-2. 学校施設環境改善事業 (公立学校の耐震化等)

事業概要

避難者の増加等に対応して、受入自治体の生活基盤等を整備するために必要となる公立学校施設の耐震化、改修事業等。

補助対象

公立学校(*)の校舎・屋内運動場・寄宿舎等の耐震補強、改築、老朽化に伴う改修、非構造部材の耐震化、避難階段や備蓄倉庫の整備 等

(※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校等)

補助要件

- 耐震補強: Is値0.7未満であること 等
- 改築: 老朽化等により、構造上危険な状態にあること 等
- 老朽化に伴う改修: 建築後20年以上経過していること 等
(上記を含め、学校施設環境改善交付金と同様)

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

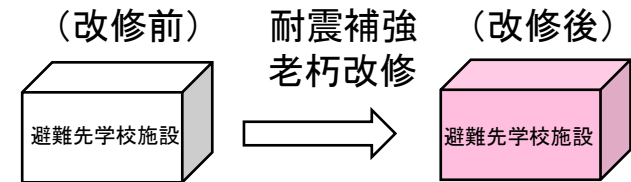
都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

- 耐震補強: 国: 1/3(*2/3等)、地方公共団体: 2/3(*1/3等)
*Is値0.3未満である場合 等
- 改築: 国: 1/3(*1/2)、地方公共団体: 2/3(*1/2)
*Is値0.3未満かつコンクリート強度10N未満である場合 等
- 老朽化に伴う改修: 国: 1/3、地方公共団体: 2/3 等

<対象となる事業の具体的なイメージ>



(例) 余裕教室を改修し、増加した児童生徒を受入

C-4. 埋蔵文化財発掘調査事業

事業概要

個人住宅・店舗等の新築、改修等、長期避難者の生活拠点の形成に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に実施するために必要となる費用を支援するための事業。

補助対象・補助要件

- ①大規模な開発事業等が予想される地域において、埋蔵文化財の所在の有無、所在する場合の範囲及び性質（年代等）を明らかにし、開発事業等の内容、スケジュール等を調整するために行う遺跡の試掘等による総合調査
- ②埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された資料の保存整理 等

発掘調査



交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

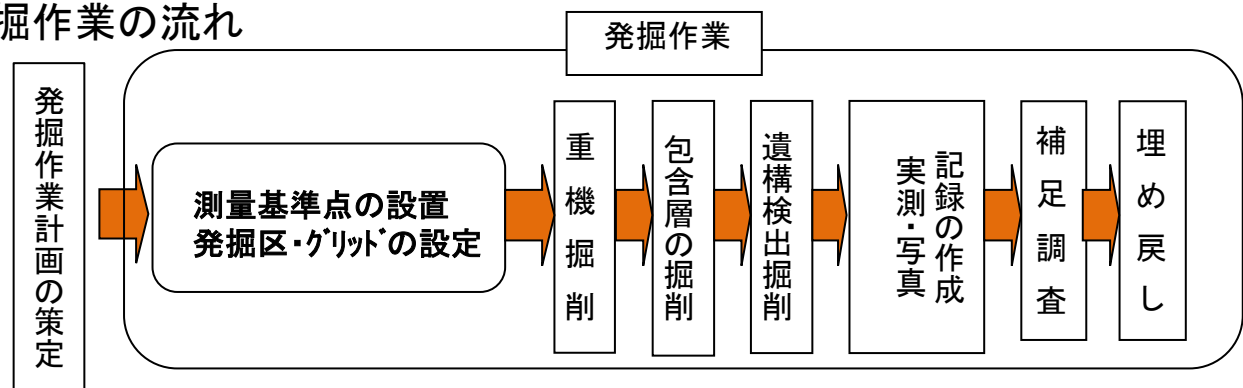
基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2

地方公共団体（福島県・県内市町村）：1/2

発掘作業の流れ





D-7. 介護基盤復興まちづくり整備事業

（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）

事業概要

被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な取組に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

復興計画支援高齢者ニーズ調査等で把握された市町村のニーズに応じて、在宅サービス等を行う拠点を整備する。

<具体例>

大規模施設が全壊・半壊した場合等に、大規模施設を建てる代わりに、同一法人等が主体となって、小規模特養、グループホーム、その他の訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業

（事業のイメージ図）

交付団体

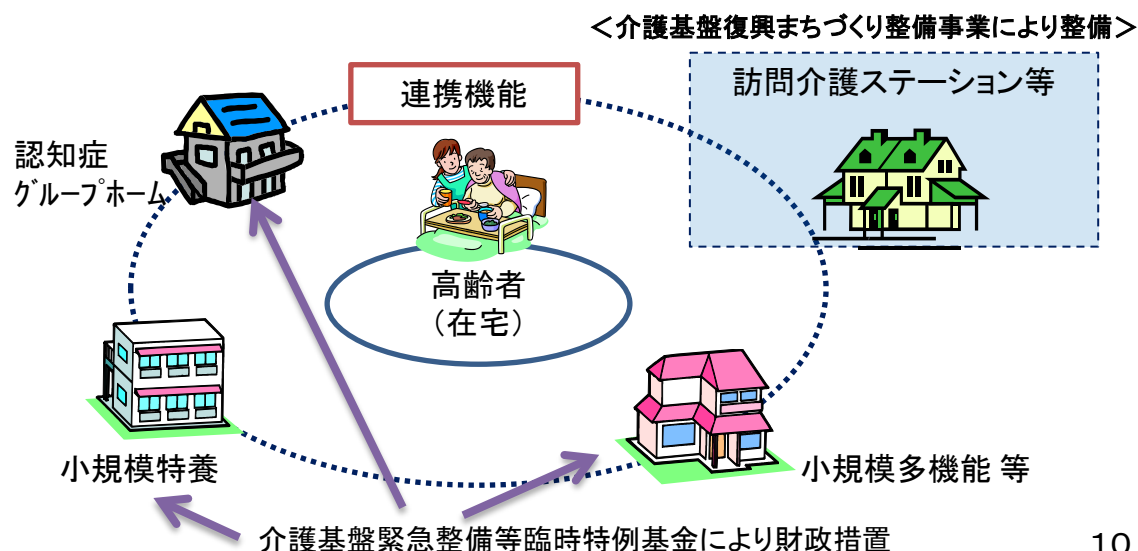
都道府県

事業実施主体

市町村、社会福祉法人等

基本国費率

国：定額（1か所あたり3,000万円）



D-8. 介護基盤の緊急整備等特別対策事業

事業概要

地域の介護ニーズに対応するための小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の整備に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

・・・助成単価(例):小規模特別養護老人ホーム/1床あたり400万円
認知症高齢者グループホーム/1施設あたり3,000万円
小規模多機能型居宅介護事業所/1施設あたり3,000万円 等

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村、社会福祉法人等

基本国費率

国：定額

主な助成単価

施設種別	助成単価
小規模特別養護老人ホーム	2,000～4,000千円(1床あたり)
小規模ケアハウス	2,000～4,000千円(1床あたり)
小規模老人保健施設	25,000～50,000千円(1施設あたり)
認知症高齢者グループホーム	15,000～30,000千円(1施設あたり)
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～30,000千円(1施設あたり)

D-9. 施設開設準備経費助成特別対策事業

事業概要

特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

(広域型含む)特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県、市町村、
社会福祉法人等

基本国費率

国: 定額

1床あたり
60万円以内

対象経費(例):

- 施設の開設に当たり必要となる初年度設備
- 開設のための普及啓発経費
(地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催、
利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介)
- 職員の募集経費
(広報誌発行、説明会開催等の活動費)
- 開設に当たっての周知・広報経費(パンフレット、ホームページの開設等のPR費用)
- 開設準備事務経費
(経営コンサルタント<会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等>に要する経費)
- その他開設の準備に必要な経費

D-10. 定期借地権利用による整備促進特別事業

事業概要

施設等用地の確保を容易にすることを通じて、介護施設等の整備を促進するため、定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について支援する。

補助対象・補助要件

- (広域型含む)特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- 助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限り、保証金は対象外とする。定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県・市町村、社会福祉法人等

基本国費率

- 国：定期借地権設定に伴い授受される一時金(※)の半額を助成
(※ 敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする。)

D-11. 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業

事業概要

都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備に係る費用を支援する。

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村、
社会福祉法人等

補助対象・補助要件

- 都市型軽費老人ホーム整備事業：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- 施設内保育施設整備事業：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- 緊急ショートステイの整備事業：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- 市町村提案事業：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- 小規模な養護老人ホーム整備事業：要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。
- 地域支え合いセンター整備事業：高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備をするために交付金を交付。

基本国費率

整備区分	単位	配分基礎単価	整備区分	単位	配分基礎単価
都市型軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円	市町村提案事業	施設数	30,000千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円	小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円	地域支え合いセンター整備事業	施設数	(創設)30,000千円 (改修)6,500千円

D-12. 地域介護・福祉空間整備推進事業

事業概要

地域密着型サービス等の導入や「地域介護・福祉空間整備等施設整備事業」による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに係る費用を支援する。

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村、
社会福祉法人等

補助対象・補助要件

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

基本国費率

整備区分	単位	配分基礎単価	整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	10,000千円	● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円	● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円	● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円	● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

D-13. 被災者生活支援事業

事業概要

避難先市町村の居住制限者である高齢者、障害者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの推進を図るための費用を支援する。

補助対象・補助要件

○専門職種による相談・生活支援

要介護高齢者等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援を実施

○介護等のサポート拠点の運営等

要介護高齢者等の安心した生活を支えるため、総合相談、デイサービス、訪問サービス、生活支援サービス等を包括的に提供するサービス拠点の運営等を実施

交付団体

福島県等

事業実施主体

福島県
受入先市町村
避難元市町村

基本国費率

定額 等

取組例

○専門職種による相談・生活支援

- ・ 要介護高齢者、障害者（児）等に対する介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 高齢者等の健康、生きがいづくりや社会参加を支援する事業
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動

○介護等のサポート拠点の運営等

- ・ サポート拠点の機能は以下の内容を地域の実情に応じて、様々に組み合わせて行うことが可能である。
 - i 総合相談（LSA（生活援助員）、心のケア等）、ii デイサービス、
 - iii 訪問サービス（訪問介護、訪問看護等）、iv 地域交流サロン、v 配食サービス、
 - vi 被災地域におけるボランティア活動の拠点、vii 生活不活発発病の予防のための活動の拠点、
 - viii その他要介護高齢者・障害者（児）・子育て支援等の安心した生活の支援に資する機能

D-14. 社会福祉施設等施設整備事業

事業概要

社会福祉法人等（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第2の4③欄）が社会福祉施設等の整備に係る費用を支援する。

補助事業者

都道府県・指定都市・中核市

事業実施主体

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

基本国費率

1／2（国1／2、都道府県等1／4、事業主1／4）

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

※ 整備のイメージ



D-15. 水道施設整備事業

事業概要

生活拠点形成事業計画に基づく災害公営住宅等の整備に伴い、新たに水道施設(※)を整備に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

※補助対象となる水道施設

- ①取水施設(井戸、取水ポンプ等)
- ②導送水施設(導水管、送水管等)
- ③浄水施設(浄水池等)
- ④配水施設(配水池、配水管等)

交付団体

福島県、避難先市町村又は避難元市町村(※)その他地方公共団体(一部事務組合を含む)

事業実施主体

福島県、避難先市町村又は避難元市町村(※)その他地方公共団体(一部事務組合を含む)

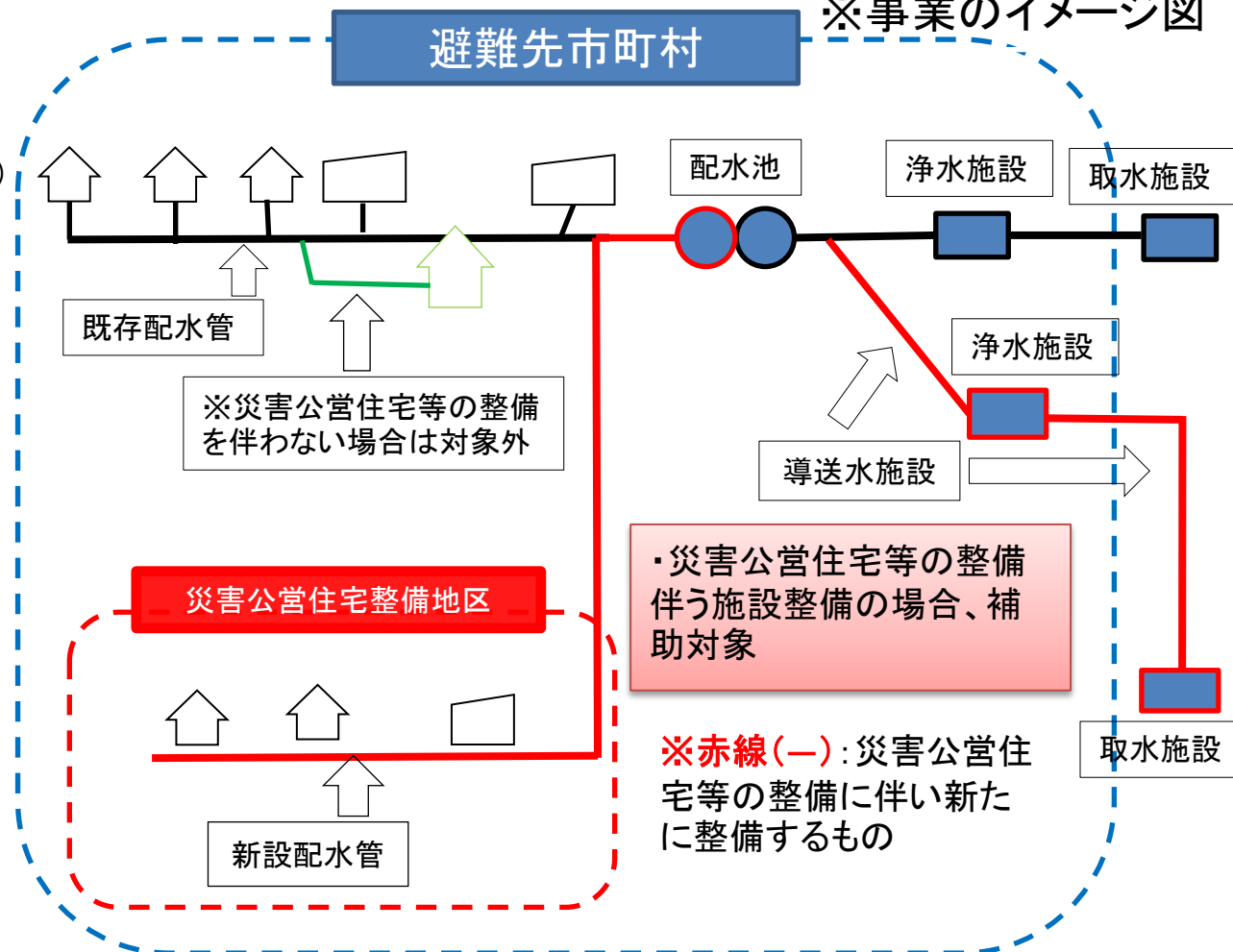
※避難元市町村が避難先市町村等に水道施設を整備する場合を想定

基本国費率

国:1/3、地方:2/3

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

※事業のイメージ図



E-1. 「農」のある暮らしづくり事業

事業概要

長期避難者の生活環境を改善するため、災害公営住宅整備と併せ市民農園等の整備に係る費用を支援する。

補助対象

① 市民農園・農業体験農園

区画造成、園路整備、温室・ハウス及び附帯施設（休憩所、トイレ、農機具収納庫、駐車場等）

② ①と併せ整備する加工体験施設

農園で収穫した農作物等の調理・加工等農園利用者と地域住民との交流の場となる交流加工体験施設

補助要件

- ・事業実施区域が、都市計画法第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域内であること。
- ・利用者が5名以上見込まれること。

交付団体

市町村



市民農園



農機具収納庫



休憩所



手洗い場

事業実施主体

市町村



基本国費率

1／2以内

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

F-1. 道路事業

事業概要

長期避難者のための災害公営住宅へのアクセス道路や災害公営住宅の整備に伴って交通量が増大する交差点等の改良等の整備に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

災害公営住宅の整備に伴って整備が必要な道路として生活拠点形成事業計画に位置付けられた道路整備（補助国道、都道府県道、市町村道）

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

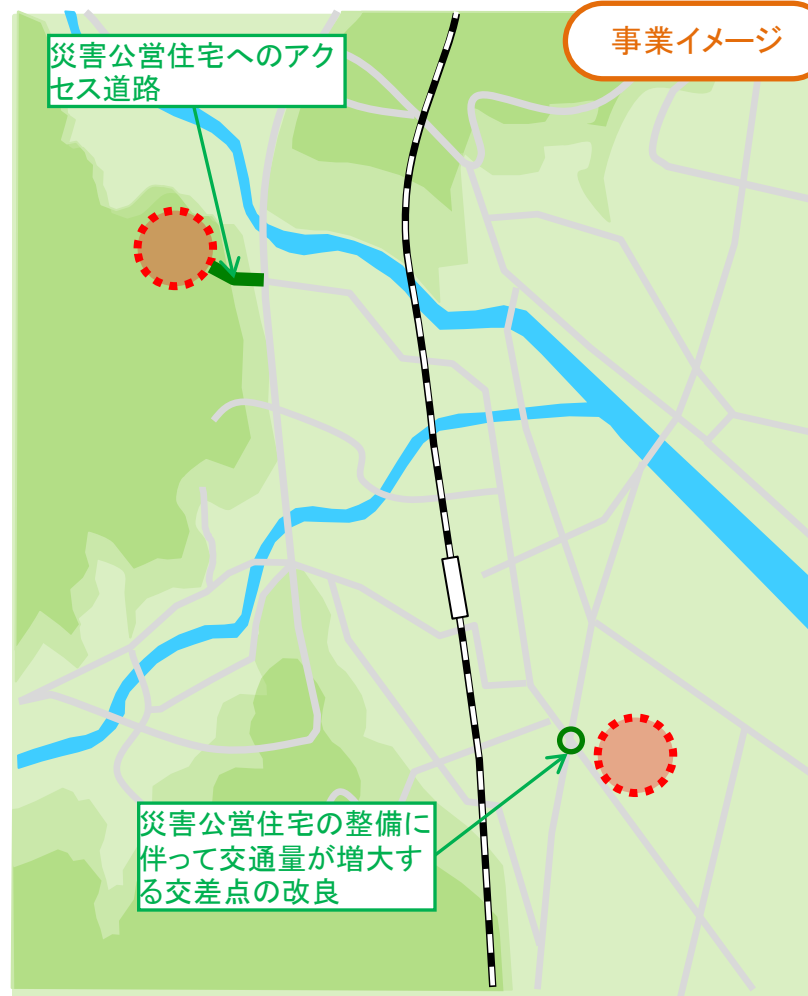
都道府県・市町村

補助率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：5.5/10～7.0/10，地方公共団体：4.5/10～3.0/10

事業イメージ



災害公営住宅整備予定地

F-2. 下水道事業

事業概要

長期避難者の安定した生活環境を確保するため、必要な下水道管渠の整備等に係る費用を支援する。

補助対象

下水道施設の設置・改築

補助対象となる下水道施設のイメージ

補助要件

(下水管)

下水道法施行令第24条の2に定める
主要な管渠

(処理場)

門、さく、へいを除く処理施設

交付団体

市町村

事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

[下水管]

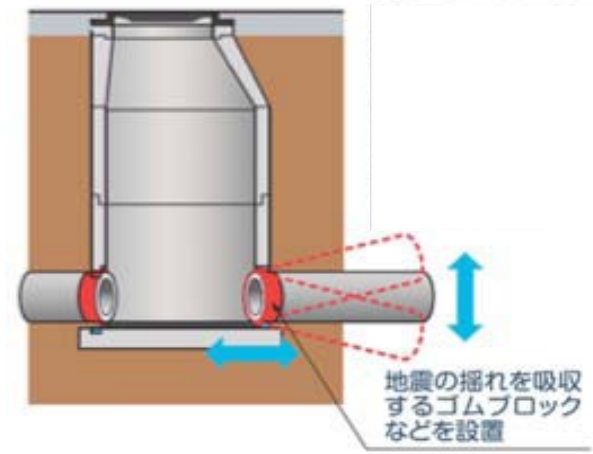
国:1/2,地方公共団体:1/2

[下水処理場]

国:5.5/10又は1/2,地方公共団体:4.5/10又は1/2



下水道管渠整備



地震に強い管渠の整備

F-3. 都市公園事業

事業概要

長期避難者のための生活拠点の形成を促進するため、居住制限者が入居する公営住宅の整備と一体的に、避難者を受入れている地方公共団体における基盤整備の一つとして都市公園の整備に係る費用を支援する。

補助対象

- ①施設整備 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第31条各号に定める補助対象施設の整備
- ②用地取得 都市公園の用地取得

補助要件

【面積】 0.05ha以上4ha以下の公園であること

【整備水準要件】 一の市町村の区域内における公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10 m²未満(DID区域内については5m²未満)

※居住制限者が入居する公営住宅の徒歩圏域内に公園・緑地が確保されていない場合は、整備水準要件を適用しない。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

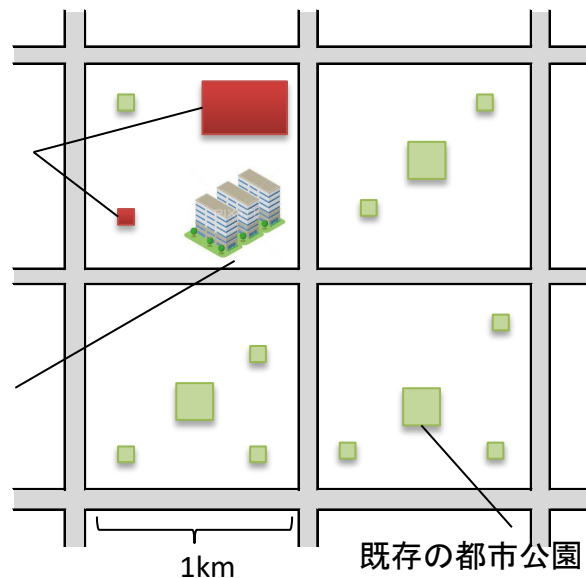
【施設整備】 国:1/2,地方公共団体:1/2

【用地取得】 国:1/3,地方公共団体:2/3

事業イメージ

新たに整備する都市公園

居住制限者が入居する公営住宅の整備



G-1. 廃棄物処理施設改良・改修事業

事業概要

長期避難者を受け入れている自治体において、避難者の安定した生活環境を確保するため、必要な廃棄物処理施設の改良・改修に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

既に設置されている廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の一部を改良・改修する費用

交付団体

避難先市町村

事業実施主体

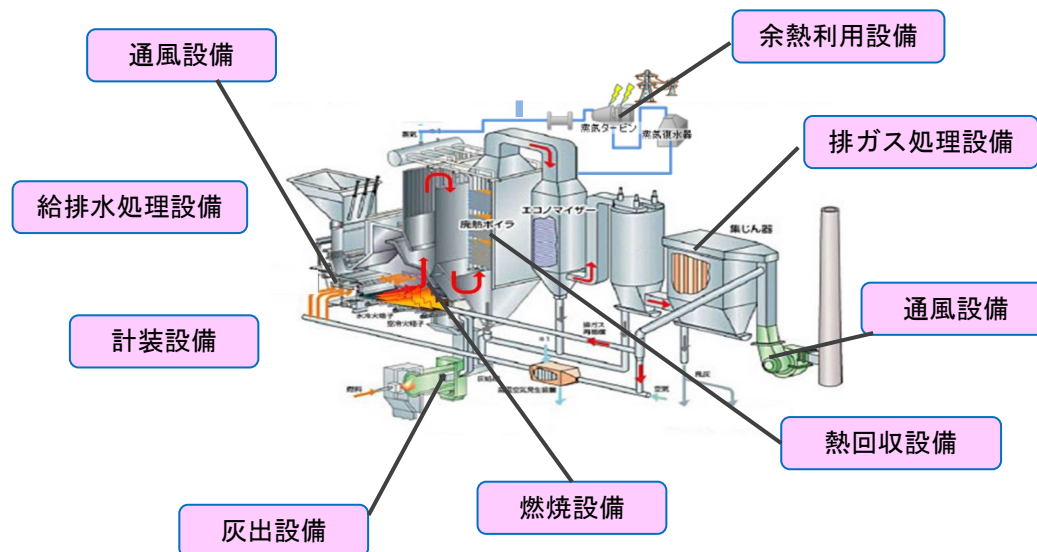
避難先市町村

基本国費率

国:1/3、市町村:2/3

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

<対象設備のイメージ>



H-1. 保育所等の複合化・多機能化推進事業

事業概要

長期避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するため、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を図るための整備に係る費用を支援する。

補助対象

保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設を複合化、多機能化する際の整備費

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市町村、社会福祉法人等

設置主体

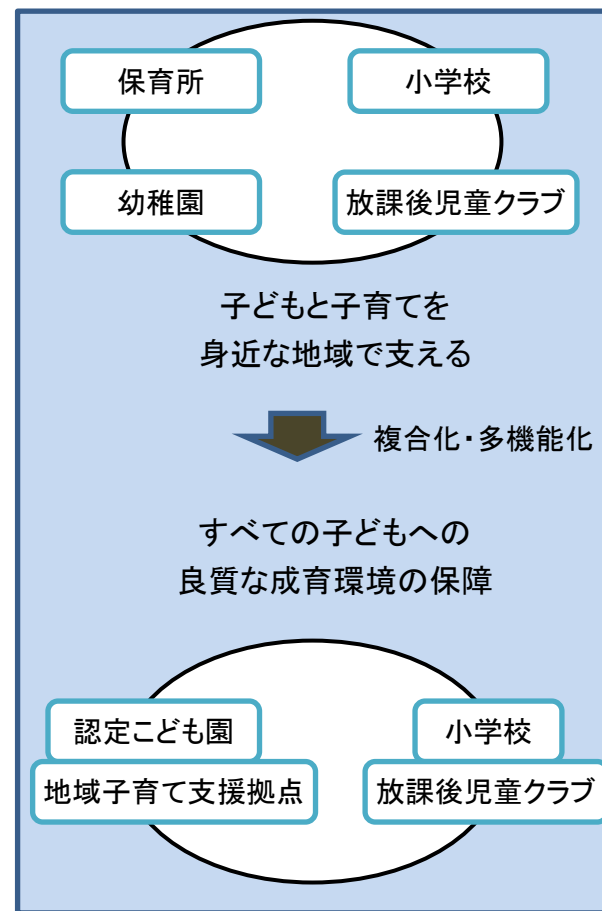
市町村、社会福祉法人等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1／2、市町村：1／2

国：1／2、市町村：1／4、事業者：1／4 等



H-2. 認定こども園整備事業

事業概要

長期避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するため、認定こども園の整備に係る費用を支援する。

補助対象

認定こども園法に基づく認定こども園の新設、増築、増改築等

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村

設置主体(事業者)

社会福祉法人

学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人の場合に限る。)

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2、市町村:1/4、事業者:1/4

H-3. 保育所緊急整備事業

事業概要

長期避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するため、保育所の整備に係る費用を支援する。

補助対象

保育所について行う新設、増築、増改築等

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村

設置主体(事業者)

社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1／2、市町村：1／4、事業者：1／4

なお待機児童が一定数以上存在するなどの要件に該当する場合は、基本国費率2／3。

(ただし、過疎、公害等の特別措置法等により補助率が別に定められている場合はこれによらない)

H-4. 放課後児童クラブ整備事業

事業概要

長期避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するため、放課後児童クラブの整備に係る費用を支援する。

補助対象

放課後児童クラブについて行う新設、改築等

交付団体

都道府県、指定都市又は中核市

事業実施主体

都道府県、指定都市又は中核市

設置主体

指定都市、中核市、市町村又は社会福祉法人等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1／3、指定都市又は中核市：2／3

国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

国：1／3、都道府県、指定都市又は中核市：1／3、事業者：1／3

H-5. 児童福祉施設等整備事業

事業概要

長期避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するため、児童福祉施設等の整備に係る費用を支援する。

補助対象

児童福祉施設等(次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設)について行う新設、増築、増改築等

交付団体

都道府県、指定都市、中核市又は市町村

事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市町村

設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市町村又は社会福祉法人等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2、都道府県、指定都市、中核市又は市町村:1/2

国:1/3、都道府県、指定都市又は中核市:2/3(児童厚生施設の場合のみ)

国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3(児童厚生施設の場合のみ)

国:1/2、都道府県、指定都市、中核市又は市町村:1/4、事業者:1/4

国:1/3、都道府県、指定都市、中核市又は市町村:1/3、事業者:1/3(児童厚生施設の場合のみ)

H-6. 子育て支援のための拠点施設整備事業

事業概要

長期避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するため、子育て支援のための拠点施設の整備に係る費用を支援する。

補助対象

子育て支援のための拠点施設について行う新設、改築等

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村

設置主体

市町村 ※ 子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な主体に委託可能。

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1／2、市町村：1／2